

質問 1) について.

質問の趣旨が不明なため、お答えすることができません。

質問 2) の 1) について

当処分場の地下水モニタリングについて問題があるとは考えておりません。

水かれによる欠測は雨が降らなかったためであり、処分場を造ったからではありません。モニタリング井戸で観測している地下水は表層地下水であり、生活環境影響調査での観測でも観測されているとおり、表流水と同様に、雨が降れば水位が上がり、雨が降らなくなれば水位が低くなる性質をもっているため、日照りが続けば水かれになるのは当然のことであり、ご指摘のような理由によるものとは考えておりません。

また、地下水モニタリングは問題なく行われているので、新たに井戸を掘ることは考えていません。

質問 2) の 2) について

BODとCODの基準値は10ミリグラム毎リットルであり、ご指摘の測定値はいずれも基準値以下なので、問題があるとは考えていません。

放流水の観測値が、浸出水のそれより高いのは、浸出水として入ってきた水が処理されて、放流水として放流されるまでに、おおよそ5日間かかる一方、水質検査の試料採取は1日の日程で行うので、浸出水と放流水とで同じ水を測っているわけではなく、試料を採取するタイミングによっては、当然そのような現象が起こることも有り得ることも理解していただきたいと思えます。

質問 2) の 3) について

浸出水の水質については、検査日前の降雨状況、焼却灰の埋立状況、浸出水量その他の様々な要因により変化するものであるため、その水質が変化すること自体に問題があるとは考えておりません。

質問 2) の 4) について

一般廃棄物（生活ごみ）には大量の塩化物が含まれており、これを燃やした焼却灰を埋め立てている以上、洗い出しによって塩化物イオンが溶出してくるのは当然のことです。塩化物イオン自体は自然界に普遍的に存在しているためであり、それ自体が人の生活環境や健康に悪影響を及ぼすものではありません。

ご指摘の水道水質基準は、水を人の飲用に適する水として供給する施設に対して適用される基準であり、廃棄物処分場は人の飲用に適する水を供給する施設ではないので、処分場の放流水に適用されるものではありません。

また、大腸菌群数の排出基準は3000個毎立法センチメートル以下であり、15個毎

立方センチメートルという値は、人の生活環境や健康になんら影響を与えるものではありません。水道水質基準については、先に述べたとおりです。

質問2の5) について

焼却灰に含まれる有害物質の種類や量については焼却施設で測っており、当組合では分かりませんが、浸出水の水質検査ではごく微量の有害物質が検出されています。浸出水処理施設で処理した結果、放流水では有害物質の濃度はすべて排水基準以下となっており、適切に処理されていることを確認しています。

質問2の6) について

事前配布した資料に数値の誤りがありましたので、本日訂正した資料をお配りいたしました。事務局において確認不足があり、委員の方にご迷惑をおかけしたことを、おわび申し上げます。

質問3の1) について

「処分場の耐用雨量」とは何を指すのか不明ですが、質問の趣旨からすれば、浸出水の調整槽の容量を決めるもとになった雨量のことであると思われまますので、その前提でお答えします。

浸出水の調整槽の容量は、計画埋立期間に相当する過去17年間相当の雨が降っても、内部貯留が発生しないようシミュレーションを行って最も合理的な容量を算出し決定したものです。

「水海山で測定されている日々の雨量」ですが、当処分場では、毎日10分間隔で雨量を観測しており、これまで蓄積したデータも膨大な量になりますので、日時を特定して問い合わせさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

万が一、処分場内の水があふれた場合の対策ですが、調整槽の容量の決定の際想定した以上の雨が降っても、埋立処分地内に一時的に内部貯留するだけの十分な容量が確保されており、また、想定外の備えとして非常用の排水ポンプも準備していますので、そのような心配は不要であると考えています。

質問3の2) について

先の質問でもお答えした通り、浸出水にはごく微量の有害物質が含まれていますが、すべて排水基準以下の濃度となっています。

ただし、有害物質ではないのですが、CODについては、浸出水中の濃度が排出基準を上回っているため、閉鎖後すぐに廃止することはできません。廃止するまでの年数については、閉鎖したときの状況によって変わってくるので、今の時点でお答えすることはできません。

質問3の3) について

埋立期間17年という数字は、処分場の埋立容量を計算するために設定した数字です。なので、これは、17年で埋立をやめるという意味の数字ではありません。

また、この処分場は自然公園法の開発許可を得る際に、跡地については利用せず自然に返すという条件で許可を得ていることも、併せて申し添えておきます。

質問3の4) について

島の処分場は島の人々が使うものなので、新たに処分場をつくる場合においても、島の人が話し合っつてつくることになるかと思えます。

質問3の5) について

大島処分場については、供用開始以来既に12年を経過しており、施設の機器類も含め様々な補修や更新を行っておりますので、具体的な機器か補修件名を教えていただかなければ、お答えのしようがありません。

質問3の6) について

遮水シートの強度については、少なくとも15年間は問題なく使用できる旨の調査報告が国際ジオシンセティクス学会から出されています。また、それ以降についても50年は十分対応できるとの試算が日本遮水工協会から公表されています。当処分場においてもばく露標本で観察しており、現時点において特に有害な劣化は生じていないことを確認しております。

今後も、管理受託業者に対して定期的に点検を行うよう指導し、劣化の状況を継続観察していく予定です。

質問4の1) について

八丈島処分場の運営協議会は、処分場の運営や管理につき、町や住民の意見を聞き、反映させる場として設けられたものであります。

最終処分場は、資源循環において必要欠くべからざる施設であり、その運営や管理についても、八丈町の資源循環全体を視野に入れて検討されるべきものである。運営協議会も、町の行政の担当者や議会の議員、ごみ処理問題協議会の委員といった町の資源循環に見識を持った方に委員となってもらい、処分場の管理を担当する実務者を交えて、相互に対等な立場で話し合い、より適正な処分場の運営管理を実現させていくという目的で開催されているものです。また、公募委員においても、そのような協議の場において、一般住民を代表する立場として参加していただいているものです。よって、このような協議会の性格上、当組合といたしましても、丁寧で分かり易く話をするよう心掛けていますが、

協議内容がどうしても専門的なものになることは、ご理解していただきたいと思います。

また、個別の内容について、理解しづらい点がありましたら、遠慮なく当組合に問い合わせさせていただき、各委員が協議内容について十分理解したうえで、全委員の共通理解のもと、有意義な協議会にしていきたいと思っていますので、よろしくご協力をお願いします。

質問4の2) について

現在は、処分場の管理状況の報告やこれに対する質疑応答につき時間を取ってしまい、委員同士の協議時間に十分時間が取れないことは事実であり、当組合も反省しており改善したいと思っていますが、例えば、ごみ処理問題協議会と連携を図ったかたちで協議を行えば、効率的な議事進行が図れ、より有意義な協議を行うことも可能と思われるので、町の協力を得たうえで、そのようなことも今後考えていきたいと思っています。

質問4の3) について

先も述べたとおり、運営協議会は町の資源循環に見識のある人たちが町の代表として、処分場の運営管理を議論する場と考えていますので、傍聴者からの発言は遠慮してもらっていますし、議事の円滑な進行を図るうえからも座長の許可なく委員以外の者が発言することを認めるつもりはありません。もし、傍聴者において関心のあることがあるならば、事前に委員に意見を伝えておいてもらい、委員を通して発言してもらおうよう、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

質問4の4) について

質問書については、誠意をもってお答えしており、対応しているつもりです。ただし、運営協議会は、特定の委員の質問に対し回答する場ではなく、処分場の運営や管理につき町の行政や住民の代表者と協議する場でありますので、議事に直接関係するものではなく、特定の委員の関心に出ると思われるものについては、議事の効率的な進行の観点から、協議の場において説明することを省くことがあるかもしれませんが、そのような質問についても当組合において回答できるものは回答するようにしていますので、よろしくご協力をお願いします。

質問4の5) について

運営協議会での協議は、地方公共団体である町や当組合の公務であり、各委員も、例え公務員でなくても公的な立場で協議に参加しているものと考えていますので、公務員の業務が通常行われている時間内において開催されているものであるということをご理解願います。